

福山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護  
予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等  
に関する規程（平成25年3月28日福山市告示第163号）

（趣旨）

第1条 この規程は、福山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに  
指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を  
定める条例（平成24年条例第51号。以下「条例」という。）の施行について必要な事  
項を定めるものとする。

第2条 条例第119条の2第4項、第136条第4項、第156条第4項、第177条  
第4項及び第193条第4項に規定する費用は、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供  
に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）に定めるところ  
によるものとする。

2 条例第136条第3項第3号及び第4号、第156条第3項第3号及び第4号、第1  
77条第3項第3号及び第4号並びに第193条第3項第3号及び第4号に規定する市  
長が定める基準は、厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係  
る基準等（平成12年厚生省告示第123号）に定めるところによるものとする。

3 条例第136条第3項第5号、第156条第3項第5号、第177条第3項第5号及  
び第193条第3項第5号に規定する市長が定める場合は、指定介護予防サービスに要  
する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）別表8の注  
7並びに別表9のイの注7、ロの注8、ハの注6及びニの注3に定める場合とする。

（特殊な療法等）

第3条 条例第185条第5号に規定する特殊な療法又は新しい療法等は、厚生労働大臣  
が定める療法等（平成12年厚生省告示第124号）に定める療法等とする。

（医師の使用医薬品）

第4条 条例第185条第6号に規定する市長が定める医薬品は、指定短期入所療養介護  
事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介護予防短期入所療  
養介護事業所の医師の使用医薬品（平成12年厚生省告示第125号）に定める医薬品  
とする。

附 則

この規程は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。